

一般事業主行動計画

1. 計画期間

2018年4月1日～2021年3月31日（3年間）

2. 内容

「 所定外労働の削減のための措置の実施 」

対策：

既に導入済み（※）のフレキシブルな働き方を可能とする施策の活用を促進。

※ 導入済み施策

1. 育児・介護に関わる勤務特例措置
2. 定時退社日
3. 年次有給休暇（半休取得可）の取得推進運動
4. 時間代休
5. ハートフル休暇（親族の看護／要介護状態の親族の介護／ボランティア／
子どもの学校行事／不妊治療）
6. 在宅勤務制度
7. 事業所内託児施設
8. 福利厚生制度による子育てサービス費用の援助
9. ホームページによる諸制度の周知

以上